

産業廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

（あて先）高崎市長

申請者

ふりがな

住 所

ふりがな

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ）－

郵便番号□□□－□□□□

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 の 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 番 号		年 月 日
産業廃棄物処理施設の処理能力		m^3 ／日（ ）時間 t ／日（ ）時間 m^3 ／時間 t ／時間 面積 m^2 埋立容量 m^3
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設の位置	
	産業廃棄物処理施設の処理方式	
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処 理 に 伴 い 生 ず る 排 ガ ス 及 び 排 水	量 処 理 方 法 （排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他の産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※ 事 務 処 理 欄		

(第2面)

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画（産業廃棄物の最終処分場である場合）			
焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分の場合）			
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(第 3 面)

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類のについては、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。
 - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 6 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 7 廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第10号の2に掲げる施設に該当する場合に記入すること。
- 8 廃水銀等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7号第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 9 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 10 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 11 市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(別紙 1)

計 画 予 定 地 明 細 書

[illegible]

(別紙2)

計 画 の 概 要

1 施設の種類の種類 (該当する施設をチェックすること。)

(1) 最終処分場

- | |
|---|
| ☐ 遮断型最終処分場 (令第7条第14号イ) |
| ☐ 安定型最終処分場 (令第7条第14号ロ) |
| ☐ 管理型最終処分場 (令第7条第14号ハ) |

(2) 焼却施設

- | |
|--|
| ☐ 汚泥の焼却施設 (令第7条第3号) |
| ☐ 廃油の焼却施設 (令第7条第5号) |
| ☐ 廃プラスチック類の焼却施設 (令第7条第8号) |
| ☐ 産業廃棄物の焼却施設 (令第7条第13の2号) |

(3) 破碎施設

- | |
|---|
| ☐ 廃プラスチック類の破碎施設 (令第7条第7号) |
| ☐ 木くず又はがれき類の破碎施設 (令第7条第8の2号) |

(4) その他の施設 (汚泥の乾燥施設は機械乾燥又は天日乾燥のいずれか分かるようにすること。)

- | |
|--|
| ☐ 汚泥の脱水施設 (令第7条第1号) |
| ☐ 汚泥の乾燥施設 (機械乾燥施設 ・ 天日乾燥施設) (令第7条第2号) |
| ☐ 廃油の油水分離施設 (令第7条第4号) |
| ☐ 廃酸又は廃アルカリの中和施設 (令第7条第6号) |
| ☐ 汚泥のコンクリート固化施設 (令第7条第9号) |
| ☐ 汚泥のばい焼施設 (令第7条第10号) |
| ☐ シアン化合物の分解施設 (令第7条第11号) |

2 処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

(1) 最終処分場の場合

埋め立てる産業廃棄物の種類

埋立地の面積	m ²	埋立容積	□
--------	----------------	------	---

(2) 中間処理施設の場合（各品目毎の処理能力を記載すること。）

[illegible]

※同施設で複数種類の産業廃棄物を同時に処理する場合は、その混合処理能力も記載すること。

	[] $m^3 \cdot t / \text{時間}$ [] $m^3 \cdot t / \text{日}$ (時間)
	[] $m^3 \cdot t / \text{時間}$ [] $m^3 \cdot t / \text{日}$ (時間)
	[] $m^3 \cdot t / \text{時間}$ [] $m^3 \cdot t / \text{日}$ (時間)
	[] $m^3 \cdot t / \text{時間}$ [] $m^3 \cdot t / \text{日}$ (時間)
	[] $m^3 \cdot t / \text{時間}$ [] $m^3 \cdot t / \text{日}$ (時間)

3 その他参考事項



本計画の担当者 役 職・氏 名	(連絡先の電話番号)
--------------------	-------------

(別紙3)

産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項

1 施設の位置（施設配置図により計画予定地内での施設の位置を明確にすること。）

施設配置図

2 施設の処理方式（例：焼却施設であればストーカ式、ロータリーキルン式等）

処理工程図、平面・立面・断面・構造図、施設の設計計算書

3 施設の構造（設備の概要、設置基数等）

処理工程図、平面・立面・断面・構造図、施設の設計計算書

4 生活環境への負荷に関する事項（排ガス及び排水に関する量及び処理方法並びに生活環境への負荷に関する数値等）

大気関係	処理後の排ガスの性状（項目及び定常運転時での計画値）	
	排ガス量	
	排ガスの処理方法 （排ガス処理設備の方式）	
	排出口の数	
	排出口の位置	
	排出口の高さ	
水質関係	処理前の水質 （項目及び定常運転時での計画値）	
	処理後の水質 （項目及び定常運転時での計画値）	
	排水量	

水質関係	排水の処理方法 (排水処理設備の方式)	
	排水口の数	
	排水口の位置	
	放流先の状況	
騒音関係	発生源の騒音レベル (騒音発生要因及び定常運転時での騒音レベル)	
	敷地境界の騒音レベル	
	騒音防止の方法	
振動関係	発生源の振動レベル (振動発生要因及び定常運転時での振動レベル)	
	敷地境界の振動レベル	
	振動防止の方法	
悪臭関係	臭気関係の項目及び数値 (定常運転時での悪臭関係設計計算値)	
	悪臭発散の防止方法	

5 その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項

(別紙 4)

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項

1 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値及び測定頻度に関する事項

	項 目	生活環境保全目標値（自ら達成することとした数値）	測定頻度
大気汚染			
水質汚濁			
騒 音			
振 動			
悪 臭			

2 その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

[]

(別紙 5)

産業廃棄物の搬入及び搬出に関する事項

作業予定時間	時間／日 (時～ 時)
1 日の搬入予定量 搬入予定時間	m ³ ・t／日 (搬入車両 台／日) 時 ～ 時
1 日の搬出予定量 搬出予定時間	m ³ ・t／日 (搬出車両 台／日) 時 ～ 時
搬入・搬出の際の 環境保全措置	
搬入・搬出経路	

(別紙6) 施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類

(1) 施設の設置等に要する資金

用地費	
造成費	
建物費	
工作物費	
機械装置費	
重機備品費	
その他	
計	

(2) 施設の維持管理に要する資金

保守管理費	
電気代、水道代、燃料費等	
人件費	
その他	
計	

(3) 資金の調達方法

自己資金	
制度融資	
金融機関借入	
その他	
計	

(注) 金融機関等の融資証明を添付する必要はないこと。

(別紙 7)

資 産 に 関 す る 調 書				年	月	日現在
資産の種別	内 訳	数 量	価格、金額（千円）			
現金預金						
有価証券						
未収入金						
売掛金						
受取手形						
土地						
建物						
備品						
車両						
その他						
資 産 計						
負債の種別	内 訳	数 量	価格、金額（千円）			
長期借入金						
短期借入金						
未払金						
預り金						
前受金						
買掛金						
支払手形						
その他						
負 債 計						

誓 約 書

平成 年 月 日

(あて先) 高崎市長

申請者

住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

私は、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれ

当法人は、

にも該当しない者であることを誓約します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 5 項第 2 号

イ 第 7 条第 5 項第 4 号(イ)から(ト)までのいずれかに該当する者

第 7 条第 5 項第 4 号

(イ) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(ロ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(ハ) この法律、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注 1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(ニ) 第 7 条の 4 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項(これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号(第 14 条の 6 において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)

(ホ) 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2 (第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項(第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

(ヘ) (ホ)に規定する期間内に次条第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、(ホ)の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注 2)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注 2)であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

(ト) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注 2)のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人(注 2)のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(注 1) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(注 2) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(別紙 9)

産業廃棄物の受け入れ設備等の概要

	処理前の廃棄物の保管施設	処理後の廃棄物の保管施設
産業廃棄物の種類		
保管施設の設置場所		
保管施設の面積		
保管能力（容量）		
飛散防止措置		
流出防止措置		
地下浸透防止措置		
悪臭発散防止措置		
害虫発生防止措置		
火災防止措置		
保管施設の構造		

(別紙10)

施設の構造基準適合状況（中間処理施設）

(1) 共通事項

構造耐力上の安全性	
腐食防止の措置	
飛散・流出の 防止措置	
騒音・振動の 防止措置	
排水処理施設の構造	
処理能力に応じた 廃棄物受入設備等	
悪臭発散の防止方法	

(2) 汚泥の脱水施設

床・地盤面の構造	
----------	--

(3) 汚泥の乾燥施設（機械乾燥）

排ガス処理設備	
---------	--

(4) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥）

天日乾燥床の構造	
地表水の流入防止措置	

(5) 汚泥の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設

廃棄物定量供給装置	
800℃以上で燃焼できる燃焼室	
燃焼ガスの 800℃以上 2 秒以上の滞留	
外気と遮断された燃焼室	
助燃装置	
空気供給装置	
燃焼室中の燃焼ガス温度の 連続測定記録装置	
急冷装置	
集じん機流入前の 温度連続測定記録装置	
高度のばいじん除去機能を 有する排ガス処理設備	
CO濃度連続測定記録装置	
灰出し設備及び貯留設備 (ばいじんを焼却灰と分離 できるもの)	

(6) 廃油の焼却施設（(5)に加えて）

流出防止設備	
床・地盤面の構造	

(7) 廃油の油水分離施設

廃油の流出防止措置	
床・地盤面の構造	

(8) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

床・地盤面の構造	
中和装置の概要	

(9) 廃プラスチック類・木くず・がれき類の破碎施設

集じん機・散水装置等	
------------	--

(10) 汚泥のコンクリート固化施設

床・地盤面の構造	
混練設備の概要	

(11) 汚泥のばい焼施設

床・地盤面の構造	
排ガス処理設備	
600℃以上でばい焼できる設備	
加熱設備	

(12) シアン化合物の分解施設（高温熱分解方式）

床・地盤面の構造	
排ガス処理設備	
900℃以上の炉温で分解できる設備	
助燃設備	
空気供給装置	

(13) シアン化合物の分解施設（酸化分解方式）

床・地盤面の構造	
中和装置の概要	

(別紙11) 施設の維持管理に関する計画書（中間処理施設）

(1) 共通事項

受け入れる産業廃棄物の 性状の分析の方法	
受け入れる産業廃棄物の 計量の方法	
施設への産業廃棄物の 投入量の管理の方法	
産業廃棄物の流出等の異常 時の対応の方法	
施設の定期点検及び機能 検査の方法	
飛散の防止方法	
流出の防止方法	
悪臭発散の防止方法	
害虫発生の防止方法 構内の清潔保持方法	
騒音の防止方法	
振動の防止方法	
排水処理施設の点検方法	
定期的な水質検査の方法	
維持管理に関する点検、 検査等の記録の保存方法 及び保存期間	

(2) 汚泥の脱水施設

脱水機能の低下の防止方法	
汚泥からの分離液の 地下浸透防止方法	

(3) 汚泥の乾燥施設（機械乾燥）

乾燥温度の調節方法	
排ガス処理施設の点検方法	
定期的なばい煙検査の方法	

(4) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥）

乾燥床の定期点検方法	
汚泥又は汚泥からの分離液 が流出又は地下浸透する おそれがある場合の措置	

(5) 汚泥の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設

ピットクレーン方式の投入の場合 の常時均一に混合する方法	
外気と遮断した状態で 定量ずつ連続的な投入方法	
燃焼ガスを800度以上に 保つ方法	
焼却灰の熱しゃく減量が 10%以下になる焼却方法	
運転開始時に、炉温を 速やかに上昇させる方法	
運転停止時、炉温を高温に 保ち燃焼し尽くす方法	
燃焼ガスの温度を連続的に 測定記録する方法	
集じん器に流入する ガスの温度を200度以下 にする冷却方法	
集じん器に流入するガスの 温度の連続的測定記録方法	
排ガス処理設備、冷却設備 のばいじんの除去方法	

排ガス処理設備の維持管理 方法(消耗品の交換時期等)	
排ガス中のCO濃度が100ppm 以下になる燃焼方法	
排ガス中のCO濃度の 連続的測定記録方法	
排ガス中のダイオキシン類濃度 を一定以下にする焼却方法	
排ガス中のダイオキシン類濃度 (年1回以上)、ばい煙濃 度等(6月に1回以上)の 測定記録方法	
排ガスによる生活環境 保全上の支障の防止方法	
ばいじんと焼却灰を分離 して排出し貯留する方法	
火災防止措置方法及び 消火設備の設置方法	

(6) 廃油の焼却施設 ((5)に加えて)

廃油の地下浸透防止方法	
流出防止設備の点検方法	
流出防止設備の異常時の 対応方法	

(7) 廃油の油水分離施設

--	--

廃油の地下浸透防止方法	
流出防止設備の点検方法	
流出防止設備の異常時の 対応方法	
火災防止措置方法及び 消火設備の設置方法	

(8) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

中和槽内の p H の測定方法	
廃酸、廃アルカリ、中和剤 の供給量の調節方法	
廃酸、廃アルカリ、中和剤 の混合状況の確認方法	
廃酸、廃アルカリの地下 浸透防止方法	

(9) 廃プラスチック類・木くず・がれき類の破碎施設

粉じんの飛散防止方法	
------------	--

(10) 汚泥のコンクリート固化施設

汚泥からの分離液の 地下浸透防止方法	
セメント等との均一な混合 方法及び混合物の養生方法	

(11) 汚泥のばい焼施設

汚泥からの分離液の 地下浸透防止方法	
排ガス処理施設の点検方法	
定期的なばい煙検査の方法	
火災防止措置方法及び 消火設備の設置方法	
ばい焼室の温度を600℃ 以上にした後の投入方法	
ばい焼温度の管理方法	
水銀ガスの回収方法	

(12) シアン化合物の分解施設（高温熱分解方式）

汚泥からの分離液、廃酸 又は廃アルカリの 地下浸透防止方法	
排ガス処理施設の点検方法	
定期的なばい煙検査の方法	

火災防止措置方法及び 消火設備の設置方法	
分解室出口の炉温を900℃ 以上にした後の投入方法	
分解室温度の管理方法	

(13) シアン化合物の分解施設（酸化分解方式）

汚泥からの分離液、廃酸 又は廃アルカリの 地下浸透防止方法	
分解槽内の p Hの測定方法	
酸化剤及び中和剤等の 供給量の調節方法	
排ガス処理施設の点検方法	

(別紙12)

中間処理後の産業廃棄物の処分方法

1 中間処理後の産業廃棄物の処理方法

中間処理後の 産業廃棄物の種類		
発生量		／日
処分方法		埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法 []]
処 分 先	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名)
		(所 在 地)

2 中間処理後の特別管理産業廃棄物の処分方法

中間処理後の 特別管理産業廃棄物 の種類		
発生量		／日
処分方法		埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法 []]
処 分 先	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名)
		(所 在 地)

(別紙13)

施設の構造基準適合状況（最終処分場）

(1) 共通事項

構 造 基 準（共 通 事 項）	当該計画における施設の概要
埋立地の周囲の囲い	
表 示	
地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられている設備の沈下を防止する必要がある場合は、適当な地滑り防止工又は沈下防止工	
次の要件を備えた廃棄物の流出防止のための擁壁、堰堤その他の設備 イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。 ロ 廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。	
最終処分場の周縁の地下水採取設備（2ヶ所以上）	

(2) 安定型最終処分場

構 造 基 準	当該計画における施設の概要
擁壁等の安定を保持するため の必要と認められる場合は埋 立地内の雨水等を排出する設備	
水質検査を行うための浸透水採取設備	
廃棄物の展開検査を行うための施設	

(3) 管理型最終処分場

構 造 基 準	当該計画における施設の概要
埋立地からの浸出を防止 することができる遮水工	
地下水を有効に集め、排出することが できる堅固で耐久力を有する管渠 その他の集排水設備	
保有水等を有効に集めることがで きる堅固で耐久力を有する構造の 管渠等その他の保有水等集排水設備	
保有水等の水量及び水質を調整する ことができる耐水構造の調整池	
保有水等を排水基準等に適合 させることができる浸出液処理設備	
埋立地の周囲には、地表水が埋立地の 開口部から埋立地へ流入するのを防止 することができる開渠等その他の設備	

(別紙14)

施設の維持管理に関する計画書（最終処分場）

(1) 共通事項

飛散防止措置	
流出防止措置	
悪臭飛散の防止措置	
火災の発生防止措置	
害虫の発生防止措置	
囲いの維持管理方法	
表示の維持管理方法	
維持管理に関する点検、 検査等の記録の保存方法 及び保存期間	
最終処分場周縁地下水の 定期水質検査の方法	
擁壁等の点検方法	

(2) 安定型最終処分場

廃棄物の展開検査の方法 及びその結果の記録の方法	
浸透水の 定期水質検査の方法	

(3) 管理型最終処分場

遮水工の損傷防止方法	
遮水工の点検方法及び 遮水効果の低下のおそれ がある場合の措置	
埋立地への雨水流入防止措 置（保有水等集排水設備が 不要な場合）	
調整池の点検方法及び損壊 のおそれがある場合の措置	
浸出液処理設備の 維持管理方法	
浸出液処理設備の点検方法 及び異常時の措置	
放流水の定期水質 の検査の方法	
埋立地への地表水の流入 防止設備の維持管理方法	
埋立地から発生する ガスの排除方法	

(別紙15)

最終処分場の災害防止計画書

産業廃棄物の飛散防止に 関する事項	
産業廃棄物の流出防止に 関する事項	
公共の水域及び地下水の 汚染防止に関する事項	
火災の発生防止に 関する事項	
その他最終処分場に係る 災害防止に関する事項	

(別紙16)

埋立処分の計画

処理能力	最終処分場の面積		m ²
	埋立処分の用に供 される場所の面積		m ²
	埋立容量	廃棄物量	□
		覆土量	□
		合 計	□
埋立予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日 (年)	
操業予定時間		時間／日 (時～ 時)	
1 日の搬入予定量		□／日 (搬入車両 台／日)	
埋立方式			
埋 立 順 序			
埋立法面の形状			
埋立高さ			
覆土材確保の状況		(確 保 量)	
		(確保方法)	
		(保管場所)	
埋立処分終了後に行 う維持管理の内容			

産業廃棄物処理施設設置許可申請書の添付書類一覧表

1 すべての施設に共通する書類及び図面

No	名 称	表示すべき事項	備 考
1	計画予定地明細書（別紙１）		施設の設置の場所
2	計画の概要（別紙２）		施設の種類、処理品目、処理能力等
3	産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項（別紙３）		
4	産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項（別紙４）		
5	産業廃棄物の搬入及び搬出に関する事項（別紙５）		
6	位置図（見取図）	・計画予定地の敷地境界 ・計画予定地からの水路の流末 ・計画予定地への搬入路の予定	・縮尺：1/10,000～1/25,000 ・縮尺を必ず記載すること
7	公図の写し	・計画予定地の敷地境界 ・各筆ごとに地番、地目、地積、所有者の住所氏名 ・備え付けられていた場所、転写日時、転写人の住所氏名及び転写人の押印	・色塗：水路（青）、道（茶） ・縮尺を必ず記載すること
8	周辺の土地利用現況図	・計画予定地の敷地境界 ・計画予定地からの水路の状況 ・放流予定地点 ・計画予定地への搬入路 ・土地利用の状況 ・公共施設、主な建築物等の位置及び名称 ・河川、道路、下流水源等の位置	・縮尺：1/2,500～1/5,000 ・縮尺を必ず記載すること
9	周辺の土地利用規制図	・計画予定地の敷地境界 ・計画予定地からの水路の流末 ・計画予定地への搬入路の予定 ・都市計画関係（用途地域等）、関係法令等の規制地域	・縮尺：1/2,500～1/5,000 ・縮尺を必ず記載すること
10	設置場所の土地の登記事項証明書		・おおむね３月以内のもの
11	施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類		・技術管理者の資格を証する書類
12	施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（別紙６）		

13	協議者が法人である場合は次の書類 ①定款又は寄付行為及び登記簿の謄本 ②直近３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類 ③右記の者の住民票の写し及び登記事項証明書	・住民票の写しを要する者 ①営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の法定代理人 ②法人役員 ③百分の五以上の株式保有者又は出資者（法人の場合は、登記簿謄本） ④令６条の１０に規定する使用人 ・住民票の写しは、本籍が記載されているものであって、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものとする。
14	協議者が個人である場合は次の書類 ①その住民票の写し及び登記事項証明書 ②資産に関する調書（別紙７）並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類	・住民票の写しは、本籍が記載されているものであって、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものとする。
15	誓約書	
16	生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類 ①設置しようとする産業廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する産業廃棄物の種類を勘案し、当該産業廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下「産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。） ②産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法 ③当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法 ④当該産業廃棄物処理施設を設置することにより予測される産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法 ⑤当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果 ⑥大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭のうち、これに係る事項を産業廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由 ⑦その他当該産業廃棄物処理施設を設置することが、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項	

2 中間処理施設にあつては1に加えて次の書類及び図面

17	産業廃棄物の受け入れ設備等の概要（別紙9）		
18	施設の構造基準適合状況（中間処理施設）（別紙10）		
19	施設の維持管理に関する計画書（中間処理施設）（別紙11）		
20	汚泥等又は焼却灰等の処分方法（別紙12）		
21	施設配置図	・ 主要な施設の配置状況	
22	処理工程図	・ 廃棄物の受入から処理に至る過程のフローチャート	
23	施設の平面図		・ 施設の構造を明らかにするものであること ・ 縮尺を必ず記入すること
24	施設の立面図		
25	施設の断面図		
26	施設の構造図		
27	施設の設計計算書		・ 処理施設の仕様及び構造を明らかにするものであること。
28	公害防止対策設備の設置に関する計画の詳細書	・ 処理に伴い生ずる排ガス、排水の処理方式の詳細内容 ・ 騒音、振動、悪臭発散の防止措置の詳細内容	・ 公害防止対策設備の構造図、処理系統図、能力、設計計算書等を添付すること

3 最終処分場にあつては1に加えて次の書類及び図面

17	施設の構造基準適合状況（最終処分場）（別紙13）		
18	施設の維持管理に関する計画書（最終処分場）（別紙14）		
19	最終処分場の災害防止計画書（別紙15）		
20	埋立処分の計画（別紙16）		
21	現況平面図	・最終処分場の敷地境界 ・河川、道路等の位置 ・等高線	・縮尺：1/500～1/1,000 ・方位を記載すること
22	埋立計画平面図	・埋立地の位置及び敷地境界 ・道路、水路、民地、官地の境界の位置 ・縦横断面図の測点の位置、番号 ・切土、盛土の区分(色分け) ・法面、擁壁、堰堤等の位置 ・埋立地内の搬入道路、管理事務所、囲い、出入口、消火設備、消火用貯水池、浸出液処理施設、水質監視用の井戸等の位置及び形状 ・地質調査用ボーリングの地点	・縮尺：1/500 ・方位を記載すること
23	排水計画平面図	・埋立地の位置及び敷地境界 ・縦横断面図の測点の位置、番号 ・法面、擁壁、堰堤等の位置 ・雨水集水区域、浸出液集水区域 ・雨水排水路、浸出液集水設備、浸出液処理施設、調整池、放流先河川等の位置及び形状	・縮尺：1/500 ・雨水集水区域及び汚水集水区域の面積計算書及び流量計算書を添付すること ・方位を記載すること
24	防災計画平面図	・埋立地の位置及び敷地境界 ・縦横断面図の測点の位置、番号 ・遮水工、シガラ工、段切工、工事中の仮排水路等の位置及び形状	・縮尺：1/500 ・方位を記載すること
25	跡地利用計画図	・植栽計画はその位置、樹種等 ・道路、水路等の位置	・縮尺：1/500 ・方位を記載すること
26	求積図（求積計算書）		・埋立地、最終処分場のそれぞれを求積すること
27	縦断面図、横断面図	・測点番号 ・切土、盛土の区分（現況と埋立後を対比すること） ・集水設備、排水路、遮水工、擁壁等の位置 ・縦断面図には、測点、単距離、追加距離、地盤高、計画高、切土、盛土、勾配	・縮尺：1/100～1/500 ・横断面図は原則として20mごと及び必要と認められる地点で作成すること
28	土量計算書		
29	覆土材の確保計画書		
30	埋立関連施設の詳細図	・搬入道路、遮水工、管理事務所、囲い、出入口、消火設備等の詳細図	・縮尺：1/20～1/50 ・必要に応じ設計計算書を添付
31	排水関連施設の詳細図	・雨水排水路、浸出液集水施設、浸出液処理施設、調整池、放流施設等の詳細図	・縮尺：1/20～1/50 ・必要に応じ設計計算書を添付
32	防災施設の詳細図	・擁壁、堰堤、シガラ工、段切工等の詳細図	・縮尺：1/20～1/50 ・必要に応じ設計計算書を添付
33	周囲の地形、地質及び地下水の状況等に関する書類及び図面		